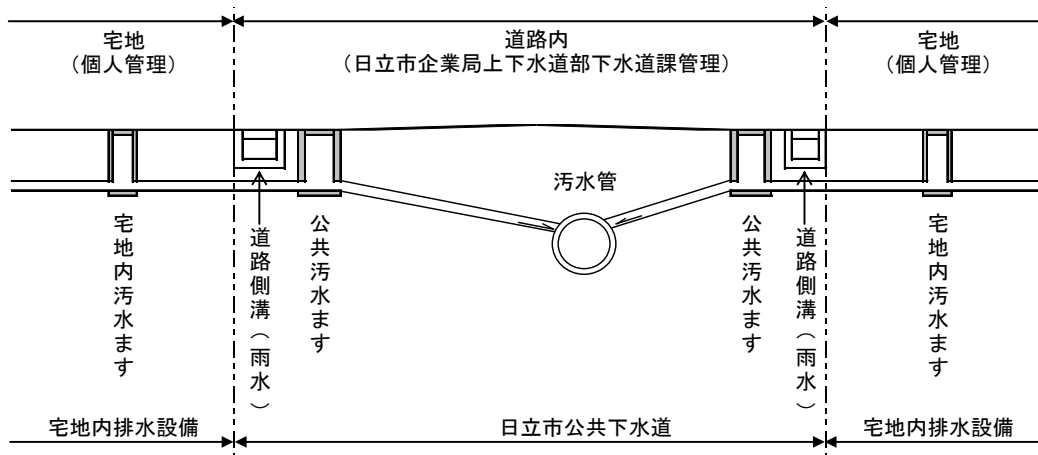


○ 下水道の管理区分

下水道は、宅地側（個人管理）と道路側（市管理）とに分かれています。

- ・ 宅地側に該当する部分が詰まったりした場合は、施工した業者か、日上市排水設備指定工事店へ直接連絡してください。
- ・ 道路側に当たる部分に異常等があった場合は、下水道課までご連絡ください。

下水道の管理区分



(日上市の下水道は分流式ですので、雨水を入れないようにしてください。)